

大月市関係人口・交流人口創出拠点施設指定管理者募集要項

1. 目的

この要項は、大月市関係人口・交流人口創出拠点施設設置及び管理条例及び同条例施行規則、大月市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例及び同条例施行規則に基づき、大月市関係人口・交流人口創出拠点施設（以下「拠点施設」という。）の管理を行わせる指定管理者を募集するため、必要な事項を定めるものとする。

2. 施設の名称及び概要

(1) 施設の名称及び位置

区分	内容
名称	大月市関係人口・交流人口創出拠点施設（愛称 Asari Multi Base）
位置	大月市賑岡町浅利 50 番地

(2) 施設概要

区分	内容
建物規模	地上 2 階
敷地面積	1, 153. 39 m ²
建築面積	227. 72 m ²

区分	内容
延床面積	388.34 m ² (1階 218.37 m ² 、2階 169.97 m ²)

(3) 利用状況

単位：社、人

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用社数	18社	17社	9社
利用者数	55名	58名	18名

内訳

- 令和5年度：市内14社、市外8社、県外6社
- 令和6年度：市内5社、市外4社、県外8社
- 令和7年度：市内1社、市外3社、県外5社

3. 指定期間

指定期間は、令和8年7月1日から令和13年3月31日までとする。
ただし、指定管理者の指定の日程その他必要な事項は、条例及び規則の定めるところによる。

4. 管理運営の基本方針

指定管理者は、大月市関係人口・交流人口創出拠点施設設置及び管理条例第1条に規定する目的を十分に理解し、関係人口及び交流人口の創出及び拡大、地域のにぎわいの創出、地域経済の活性化並びに移住定住の促進に資するよう、拠点施設の管理を適切かつ効果的に行うこと。

また、大月市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例及び同条例施行規則に基づき、公平かつ適正な運営を行うこと。

5. 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

1. 施設及び附属設備の運営及び維持管理に関する業務
2. 拠点施設の利用の許可及びその取消しに関する業務
3. 拠点施設の利用料金の収受に関する業務
4. 大月市関係人口・交流人口創出拠点施設設置及び管理条例第4条各号に掲げる事業の実施に関する業務
5. 地域連携、交流促進、情報発信及び相談支援等に関する業務
6. 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

6. 審査方法及び審査項目

(1) 審査方法

審査は、書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング等により行う。

(2) 審査項目

審査は、次の項目を総合的に評価する。

- ・ ア 大月市関係人口・交流人口創出拠点施設設置及び管理条例第1条に規定する目的及び第4条に規定する事業に対する理解と運営方針
- ・ イ 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上
- ・ ウ 拠点施設の効果的な活用及び効率的な管理
- ・ エ 拠点施設及び附属設備の適切な運営及び維持管理
- ・ オ 法人又は団体の経営の健全性及び安定性
- ・ カ 環境保護への取組並びに利用者及び地域団体への支援
- ・ キ 関係人口及び交流人口の創出及び拡大に資する取組並びに自主事業の提案
- ・ ク 指定管理料

(3) 指定管理者の決定

審査結果を踏まえ、大月市議会の議決後、市長が指定する。
なお、協定は、議会の議決後に細目的事項を定めて締結する。

7. 募集及び選定のスケジュール

区分	期間・期日	備考
募集要項の配布	令和8年5月1日から令和8年5月14日まで	市ホームページへの掲載及び郵送対応を行う。
質問の受付	令和8年5月1日から令和8年5月15日まで	
質問の回答及び現場説明会	令和8年5月20日 (予定)	
申請受付	令和8年5月7日から令和8年5月20日まで	大月市総務部企画財政課地域活性化担当へ電話連絡のうえ、直接提出すること。
選定委員会審査	令和8年5月中	プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。
候補者の決定	令和8年5月中	
議会での議決	令和8年6月議会	
協定の締結	令和8年7月中	

問合先

大月市総務部企画財政課地域活性化担当
大月市大月二丁目6番20号

電話番号：0554-23-5011

FAX：0554-23-1216

Eメール：kkzaisei-19206@city.otsuki.lg.jp

8. 申請者の資格

申請者は、次の要件を満たす法人又は団体であること。

1. 大月市関係人口・交流人口創出拠点施設設置及び管理条例第1条に規定する目的を理解し、安全かつ円滑に管理できること。
2. 大月市関係人口・交流人口創出拠点施設設置及び管理条例第4条各号に掲げる事業を実施する能力を有し、地域連携、交流促進及び情報発信等を適切に行うことができること。
3. 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 一般競争入札の参加を制限されている者
 - イ 指定の取消しを受けたことがある者
 - ウ 地方自治法上の兼業禁止等に抵触する者
 - エ 更生手続又は再生手続中の者
 - オ 国税及び地方税を滞納している者
 - カ 破産者で復権を得ない者
 - キ 暴力団及びその利益となる活動を行う者

9. 申請書類

申請に当たっては、次の書類を提出すること。

1. 大月市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第4条に規定する指定申請書（様式第1号）及び同条に規定する申請資格に関する申立書（様式第2号）
2. 定款又は寄附行為の写し及び法人登記簿謄本
3. 代表者の身分証明書、団体の会則及び構成員名簿（法人以外の団体の場合）
4. 国税及び地方税の納税証明書（募集開始日以降に交付されたもの）又は納税義務がない旨の理由を記載した申立書（様式第2号）
5. 管理を行う施設の事業計画書（別紙）

6. 管理に係る収支計画書
7. 当該団体の経営状況を説明する書類
8. 法人等の概要を記載した書類
9. 法人の決算関係書類（過去3事業年度分の事業報告書、収支計算（決算）書、貸借対照表及び財産目録又はこれに準ずる書類）
10. その他市長が必要と認める書類

10. 管理に係る経費

1. 指定管理者の収入は、市が支払う指定管理者委託料及び利用料金とする。
2. 委託料は、事業計画に基づき、協定書で定める。
3. 大規模修繕工事等及び不測の事態による経費は、委託料に含まないものとする。
4. 20万円以下の小規模修繕は、指定管理者が行うものとする。

11. 利用料金の減免及び還付等

1. 利用料金の還付は、大月市関係人口・交流人口創出拠点施設設置及び管理条例第15条第3項ただし書及び同条例施行規則第13条の規定により行う。
2. 利用料金の減免は、大月市関係人口・交流人口創出拠点施設設置及び管理条例第16条第1項及び同条例施行規則第14条の規定により行う。
3. 還付及び減免の申請方法その他必要な事項は、同条例施行規則に定めるところによる。

12. 利用の制限等

拠点施設の利用の許可、利用の制限、許可の取消し、原状回復及び損害賠償については、大月市関係人口・交流人口創出拠点施設設置及び管理条例及び同条例施行規則の定めるところによる。

13. 利用上の周知事項及び禁止事項

指定管理者は、大月市関係人口・交流人口創出拠点施設設置及び管理条例施行規則第4条に規定する利用方法、利用上の注意事項その他利用者に周知する必要がある事項を定め、又は変更したときは、速やかに公表すること。

また、利用者に対しては、同条例施行規則第8条に規定する禁止行為を周知し、その遵守を求めること。

14. その他

1. 指定管理者は、大月市関係人口・交流人口創出拠点施設設置及び管理条例及び同条例施行規則、大月市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例及び同条例施行規則を遵守し、適正に管理を行うこと。
2. 指定期間満了又は指定の取消しのときは、市と立会いの上協議を行い、市へ引き渡し、十分な引継ぎを行うこと。
3. 2階未改修部分については、今後の活用可能性を踏まえた提案を求める。
4. 応募事業者が1事業者の場合は、指定管理料について別途協議を行う場合がある。
5. 申請及び選定に伴う費用は補償しない。また、異議は受け付けない。
6. この要項に定めのない事項については、大月市関係人口・交流人口創出拠点施設設置及び管理条例及び同条例施行規則、大月市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例及び同条例施行規則の定めるところによる。